(g)　付表Ａに係る拠出の払込みは、当該払込みに先立つ第三次ＭＩＦに対する残余の拠出（以下「第三次ＭＩＦ残余拠出」という。）の払込みを条件とする。

(h)　第四条第四項(b)の規定による投票権数の計算に当たり、この協定の効力発生の日以後に払い込む第三次ＭＩＦ残余拠出の部分は考慮しない。

(i)　拠出国委員会は、付表Ａに係る拠出の払込み予定及び基金の業務に照らして適当と認める時に、その資金が十分であるかどうかを検討することができるものとし、望ましいと認める場合には、銀行及びＩＩＣの総務会と協議の上、同委員会が決定する条件に従い、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、及び付表Ａに係る拠出の額を決定するために承認された拠出誓約の手続に従い、参加することを選択する拠出国からの新規拠出を伴う拠出の一般的増加（以下「一般的追加拠出」という。）を承認することができる。ただし、その拠出誓約の手続を逸脱する場合には、同委員会の承認を必要とすることを条件とする。拠出国は、適当な場合には、例外的に、新規拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を一般的追加拠出に関する拠出証書に記載することができる。

第二項　適時の払込みを奨励する措置

(a)　この協定の効力発生の日から一年以内に付表Ａに係る拠出の全額を払い込む拠出国は、その払込額につき、付表Ａに係る拠出の総額の五パーセント分を減額することができる。この協定の効力発生の日から二年以内に総額が受領された場合には、その減額は三パーセント分とする。第四条第四項(b)の規定による投票権数の計算に当たり、そのような期日よりも前の払込みが行われた場合には、投票権数は、前項(b)に規定する各年賦の支払期日に本来払い込まれるべき額に基づいて計算される。

(b)　拠出国は、この協定の効力発生の日から二年を経過する日までに、支払期限が到来した自国の付表Ａに係る拠出の一部でも払い込んでいない場合には、拠出国委員会の会合において、一時的に自国の代表に個別の発言者又は国集団の発言者（第四条第三項(b)の規定に基づくもの）としての役割を果たさせることができない。この場合には、銀行の書記は、拠出国に対し、後の同委員会の会合においてどの拠出国がこの措置の対象となるかを示す通告を行う。保留している払込みが全て行われた場合には、当該措置は、銀行の書記の通告によって解除される。この措置の対象となる拠出国が国集団の一部であり、かつ、この措置がないとしたならば発言者の役割を果たしたであろう場合には、当該発言者の役割は、当該措置が解除されるまで当該国集団の他の拠出国によって果たされる。拠出国は、この措置の対象となる場合においても、拠出国としての他の全ての権利（投票する権利、情報を受領する権利、会合に出席する権利（発言権を除く。）及び関連する拠出国が要請する場合には同委員会の各会合の議事録に添付される個別の書面による陳述を提出する権利を含む。）を保持する。この措置は、関連する拠出国が自国の受諾書及び拠出証書を寄託したかどうかにかかわらず、適用される。

(c)　第四条第四項の規定による投票権数の計算に当たり、適時に払い込まれない付表Ａに係る拠出については、この協定の効力発生の日から二年を経過する日の後は〇・八〇の調整係数が適用され、この協定の効力発生の日から五年を経過する日の後は〇・七〇が適用される。この調整係数は、適時に払い込まれない付表Ａに係る拠出の額に適用され、このような調整係数の適用の結果得られた額は、この協定の有効期間中、関連する拠出国の投票権数の計算に当たり考慮する。適時に払い込まれた付表Ａに係る拠出は、調整係数の対象とならず、投票権数の計算に当たりその額面で考慮する。この調整係数の適用は、関連する拠出国が受諾書及び拠出証書を寄託した時期にかかわらず、この協定に定める払込みの予定に基づく。

(d)　この協定の効力発生の日から二年を経過する日以降、第四次ＭＩＦの資金による払戻し不要な資金供与（域内業務を目的とするものを含む。）は、保留している付表Ａに係る拠出がない拠出国に対してのみ承認される。この制限は、拠出国委員会の定めるところにより、(i)域内の利益に係る知識の創出のための業務又は(ii)ぜい弱な国における業務には適用されない。この措置は、関連する拠出国が自国の受諾書及び拠出証書を寄託したかどうかにかかわらず、適用される。

第三項　払込み

(a)　この条の規定に基づく払込みは、自由交換可能通貨若しくは特別引出権（ＳＤＲ）の構成通貨又は譲渡禁止かつ無利子の約束手形（類似の証券を含む。）（自由交換可能通貨又はＳＤＲの構成通貨で表示され、四回の分割払の額の支払期日を満たすよう要求に応じて払い込まれるもの）によって行う（以下「払込拠出」という。）。自由交換可能通貨による基金への払込みであって拠出国の信託基金から移転されるものは、その移転が実施された時に、当該拠出国が払い込むべき額について行われたものとみなす。

(b)　(a)に規定する払込みは、銀行がその目的のために特に設けた勘定に対して行う。(a)に規定する約束手形又は類似の証券は、銀行が決定するところに従い、当該勘定又は銀行に寄託する。

(c)　合衆国ドル以外の交換可能な通貨で払込みを行う各拠出国が払い込むべき額を決定するため、付表Ａにおいて国名に対応して掲げる合衆国ドルの額については、当該拠出国の払込通貨についての国際通貨基金代表為替相場（二千二十三年十二月三十一日に終了した六箇月の期間における毎日の当該為替相場を平均することによって計算されたもの）により、当該払込通貨に換算する。

第三条　基金の業務

第一項　総則

基金は、銀行及びＩＩＣと連携しつつも別個の役割を有するものとし、拠出国委員会の指示するところに従って、銀行及びＩＩＣの活動を補完し、及び支援すべきである。基金は、その目的を達成するため、適当な場合には、銀行及びＩＩＣの戦略及び政策並びに個別の国に対する銀行の計画を参考とする。

第二項　業務

基金は、その目的を達成するため、贈与、貸付け、保証、株式に準ずるもの及び株式若しくはこれらの組合せの形態によって資金を供与し、又は基金がその目的を達成するために必要とする他の資金上の手段を供与する。基金の業務計画における贈与の水準については、拠出国委員会が決定し、かつ、承認される払戻し不要な資金供与の総額については、いずれの年においても、強化された財務の持続可能性の目標に沿った形で、その年に承認される払戻しを要する資金供与の総額を超えないものとする。基金は、また、助言（有料の助言を含む。）を与えることができる。資金供与及び助言については、基金の目的を促進する業務を支援するため、民間部門の団体及び政府、政府機関、準国家組織、非政府機関その他の者に対して行うことができる。

第三項　基金の業務に関する原則

(a)　基金からの資金供与については、この協定に定める条件であって、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第三条、第四条及び第六条に定める規則並びに適当な場合には銀行及びＩＩＣの業務に適用される銀行及びＩＩＣの政策に適合するものに従って行う。銀行及びＣＤＢの全ての域内開発途上加盟国は、銀行からの資金供与の受益国となる資格を有する場合には、基金からの資金供与の受益国となる資格を潜在的に有するものとする。

(b)　基金は、業務に係る経費を実施機関と分担するとの慣行、適当な見返資金を奨励するとの慣行及び民間部門の活動を阻害しないという原則を遵守するとの慣行を維持する。

(c)　拠出国委員会は、贈与資金の供与の決定に当たり、第四次ＭＩＦのために定められた権限に対する個別の加盟国の約束、貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会を創出する可能性、気候変動、ジェンダーの平等及び多様性の促進並びに基金の活動の基本原則の実施について特別の注意を払う。

(d)　ＣＤＢの加盟国であって銀行の加盟国でないものの領域内における資金供与については、ＣＤＢと協議及び合意の上又はＣＤＢを通じて、かつ、拠出国委員会が決定する条件であってこの項の原則に適合するものの下で行う。

(e)　基金の資金については、当該資金が使用可能となる日前に負担することとなった事業費用を賄い、又は支払うために使用してはならない。